

---

「資格管理事業統合特別会計規則」の施行日について

---

日証協 平 24. 1. 6

---

資格管理事業統合特別会計規則（平成 23 年 3 月 22 日制定）は、本協会が別に定める日から施行することとしている。

今般、同規則の施行日を平成 24 年 1 月 16 日（外務員登録・資格管理システムの稼働日と同日）と定めることとする。